

## 申4号 ビルテック建設勘定工事業務委託拡大に関する申し入れ

2015年1月「電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務委託拡大について」の通達が出され、「設備・電気部門におけるメンテナンス体制の改善」の議論経過を逸脱する事態が発生をしました。本部は、申26号を申し入れ2001年以降の議論経過を丁寧に振り返る事を通じて、今回の委託拡大は確認メモに基づく労使議論の再確認し、今回の通達によって職場を混乱させることなく、今後の議論を踏まえ必要な見直しを行うことを確認しました。

### 本部は申26号交渉後に「確認メモ」締結！！

JR東労組申第26号「電気関係におけるビルテックへの建設工事業務の委託拡大」に関する申し入れ（平成27年3月31日付）についての確認メモ【抜粋】

- （組合）「電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大について（連絡）」（平成27年1月30日付）趣旨について明らかにすること。
- （会社）現状の設備維持管理委託の一環として実施するものであり、維持管理業務の一部を効果的に行うものであり、また今回の委託に伴う体制の変更はない。
- （組合）職場の混乱を避けるため、既に発出されている連絡文書を一旦破棄すること。また、議論を行ったうえで再度周知を行うこと。
- （会社）連絡文書を破棄する考えはない。なお解明交渉の議論を経て、再度、具体的な提起があればスピード感をもって認識を合わせる議論を行う。

職場から労使議論もないまま「ビルテックへの委託拡大がされようとしている」という指摘をもとに、申26号を申し入れ、設備21以降、継続議論になっていたビルテックへの建設工事業務の拡大に対して、当時の確認メモを遵守することを求めてきました。会社は当初、確認メモに違反していないという主張をしていましたが、施策を解明し当時の議論経過を粘り強く議論したことで、「確認メモにもとづく議論の必要性」を認識させました。会社が一方的に出した通達の破棄には至っていませんが、一旦施策の進め方を止め、本部一本社、地本一支社間の議論を経て、労使の合意形成を図ってから実施することを確認しました。今後は、確認メモにもとづき継続して議論を行っていきます。

### 要求項目【抜粋】

- ・「設備・電気部門におけるメンテナンス体制の改善」で確認した、JR本体で技術継承が出来る体制を再確立するとともに、今回の施策実施に伴い現場設備に触れる機会を減少させないこと。
- ・「設備・電気部門におけるメンテナンス体制の改善」で切り離れた「ジェイアール東日本ビルテックへの建設工事業務委託拡大」に関する確認メモについて今後の考え方を示すこと。また、実施にあたっては確認メモに基づき労使議論を行ってから実施すること。
- ・「電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大」を実施することによって、関係支社及び関係技術センターの要員削減、出向及び人事交流はおこなわないこと。
- ・建設工事業務委託拡大における対象設備は、これまでの維持管理業務の範囲内とし、各支社統一して実施すること。また対象設備は経年劣化による単純取替のみとし、新設や改良が伴うものはおこなわないこと。
- ・線路閉鎖工事、高圧配電線路等の停電工事におけるビルテック発注工事の保安打合せ等のチェック体制について明らかにするとともに、偽装請負にならないようにすること。
- ・「電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大」にあたっては、本部一本社間の議論経過を踏まえ、地本一支社間で認識を合わせた上で行うこと。

安全を第一に技術・技能が継承できる職場を創り出そう！！